

令和7年

「道の駅むなかた」

花き園芸 と 工芸雑貨のお店 higoro (ひごろ) 新規出品者要項



道の駅
むなかた

higoro
FLOWER & CRAFT

《 手続き等に関する お問い合わせ 》

電話 0940-72-1204

「道の駅むなかた」の概要

■施設概要 敷地面積 約30,000㎡

《構成施設》

| | | |
|---|---|--|
| 観光物産館 (714㎡) | 地元宗像で生産・水揚げされた農産物や水産物をはじめ、宗像市で製造・加工された加工品・工芸品などの販売を行う産地直売所です。加工室での鮮魚の加工サービス(3枚おろし等)や販売スペースにおける催事販売ブースなど、賑わいづくりに工夫した運営を行います。サービスカウンターでは、米の精米、配送受付等を行っています。屋内トイレ:男性(大)2器(小)3器、女性3器、多目的トイレ1器 | |
| 花き園芸と工芸雑貨のお店 「higoro (ひごろ)」 (171㎡) | 花き園芸と工芸雑貨のお店「higoro (ひごろ)」が9月にオープン。リーズナブルなものから、お洒落なものなど、幅広いお客様のニーズにお応えしていきます。また、楽しさとお洒落感を演出した、ゆとりあるライフスタイルを提案するショップを目指します。 | |
| スムージーのお店 「FRATTO」 | 季節のお野菜や果物などを使った体に優しい飲み物を提供をします。気楽にふらっと立ち寄れるショップです。 | |
| おふくろ食堂はまゆう (251㎡) | 地元の食材にこだわり、宗像ならではの漁師料理や農家料理を提供します。おひとりからご家族、グループでご利用できます。 | |
| 観光ステーション むなたびラボ | 宗像の観光地、イベント情報、宿泊・飲食店施設や交通機関など 宗像の観光に関するご案内を行います。 | |
| 屋外トイレ | 男性(大)5器(内、2器24時間)・(小)8器(内、4器24時間) 女性16器(内、4器24時間)、多目的トイレ1器(24時間利用可能) | |
| にぎわい広場(350㎡) | 道の駅の賑わいづくりのための出店やイベントに利用。 | |
| 別館 | パン工房 (209㎡) | パン工房「姫の穂」は、宗像・福津産の米を原料とした米粉を使用した米粉パンの製造販売。周囲にウッドデッキ設置(92㎡) |
| | 正助ふるさと村「宗像や」 | 地元の旬の食材を使用したソフトクリーム等の販売。(26㎡) |
| | くつろぎホール (120㎡) | 休息スペースと展示会や発表会などに使用。自動販売機、授乳室、トイレ、展望テラスの設備があります。 |
| 芝生広場(約2,200㎡) 多目的広場(約2,500㎡) ペットふれあい広場 (約350㎡) | 芝生広場は、各種イベントや憩いのスペースとして利用。多目的広場は、GWや繁忙期対応の臨時駐車場(約70台駐車可能)として利用し、芝生広場と一体的なイベントにも活用。ペットふれあい広場や屋外トイレ有り。※男性(大)1器(小)2器、女性3器、多目的トイレ1器 | |
| 駐車場(約16,100㎡) | 【普通車】400台(うち身障者用6台) 【大型車】25台 【出品者用(施設北側)】:18台 | |



サービスカウンター



「おふくろ食堂 はまゆう」



観光物産館館内



西館 米粉パン工房「姫の穂」



テイクアウトショップ 正助ふるさと村「宗像や」



花き園芸と工芸雑貨のお店
「higoro」



スムージーのお店
「FRATTO」



観光ステーション
「むなたび ラボ」



ペットふれあい広場



賑わい広場



屋外トイレ

■ 運営組織

「道の駅むなかた」の運営は、「宗像農業協同組合」「宗像市商工会」「宗像観光協会」「宗像漁業協同組合」「宗像市」の各団体の出資によって設立された『株式会社 道の駅むなかた』が行っています。

1. higo (ひご) とは

道の駅むなかたの新たな施設として、「ゆとりのライフスタイル」をコンセプトとして、花き園芸と工芸雑貨に特化し、花があるゆとりのライフスタイルを提案するための空間作り、ファミリーにも好まれる、明るくナチュラルな、楽しさとお洒落感を演出した、これまでの「道の駅むなかた」にはない、令和6年9月1日にオープンしたお店です。

2. 営業時間と休館日

| | |
|------|---------------------------------|
| 営業時間 | 午前 9時 から 午後 5時 まで |
| 休館日 | 毎月第4月曜日 : 8/15~8/17 : 12/31~1/5 |

*運営の都合により、臨時に変更することがあります。

3. 出品者資格について

- ① 宗像市又は福津市に住所または事務所（事業所）・小売店があること。（個人又・団体）
- ② 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ③ 当該事業所の代表者が居住する市町村の市町村税の滞納がないこと。
- ④ 申請者と各名義が原則として同一であること。

（税金の滞納の無い証明書、各許可証明書、口座名、PL保険、
事務所（加工所、圃場等）の所有又は賃借の名義など）

4. 出品が可能な物産品

| | |
|----------------------|---|
| 花き園芸品 | 宗像市又は福津市において栽培・製造されたもの 宗像市又は福津市における自らが経営する店舗で販売しているもの |
| 工芸雑貨品 | 宗像市又は福津市において製造・加工・工作されたもの 宗像市又は福津市における自らが経営する店舗で販売しているもの |
| その他 (めだか・ドックフード等) | 宗像市又は福津市において飼育・製造されたもの |

5. 新規出品者の決定方法

道の駅むなかたが、出品要項に基づき、幹部会において公平な審査により出品者の決定を行う。
higo (ひご) は、原則として年1回(3月)に行う。

選考にあたっては、申込者からヒヤリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合がある。

6. 利用料金

higoro(ひごろ) に出品する方には、以下の利用料金が掛かります。

利用料金は年度始めに徴収する

①基本利用料と、出品物の売上に応じた②加算利用料 の2つがあります。(消費税含む)

| 区 分 | | | 利用料金の額・率 |
|------------|---|---------------------------------|----------|
| ①基本利用料(年間) | | | 1,030円 |
| ②加算利用料 | 宗像市内に住所または事務所(事業所)がある方 または 店舗がある小売店 | ◎ 花き園芸 ◎ 工芸雑貨 ◎ その他(めだか等) | 12% |
| | 福津市内に住所または事務所(事業所)がある方 または 店舗がある小売店 | ◎ 花き園芸 ◎ 工芸雑貨 ◎ その他(めだか等) | 14% |

*上記『利用料金の額・率』は、令和7年度の利用額・率です。

税率の変更や指定管理者(運営団体)の運営状況により変動することがあります。

*加算利用料とは、直売所において販売した物産品の1ヶ月の販売金額に、上記出品者の区分に応じた利用料の率を乗じた額。

*基本利用料は年額とし、直売所の利用期間が満了した場合又は年度途中において、その利用が取り消された(利用を取りやめた)場合においても、日割計算や月割計算を行いません。

*加算利用料は毎月1日に前月1日から同月末日までの物産品の販売額により算出し、翌月10日までに販売額から差し引きます。

*加算利用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

7. 販売代金の清算

販売代金の清算は1ヶ月単位とし、翌月の10日までに加算利用料を差し引いた販売額を指定の金融機関口座に振り込みます。

8. 新規出品者申込手続き

◆ 申請書の受け取り・提出

道の駅むなかた 東館 higoro(ひごろ) 2階 事務所 (スタッフにお声かけ下さい)

◆ 受付時間

午前9時 ~ 午後4時 ※ 休館日は除く

9. その他留意事項

- * 出品物は、原則としてhigoro（ひごろ）スタッフが指定する場所に、お洒落に整頓して陳列して下さい。また、新規出品者にあたっては、既存出品者を優先することもありますので、予めご了承下さい。
- * 納品時に陳列スペースがない場合は、スタッフがお預かりし、順次品出し陳列します。
- * 生花は提出された出品期間（季節）に、工芸雑貨は年間を通じて出品して下さい。
- * 生花は、透明セロファンで包装して、出品して下さい。
- * 小売店以外の出品者は、仕入れての出品はできません。
- * 出品物及び包装類には、キズ・傷み・劣化・破損・汚れ等が無いようにして下さい。該当する商品があった場合、売場から撤去します。
- * higoro（ひごろ）が様々な規約を定めた場合、その規約に従い努めて下さい。
- * 出品物の搬入・陳列は、higoro（ひごろ）スタッフの指示により各自で行って下さい。また、引取りが必要な売れ残りや劣化品は、7：30～17：00までの間に、必ず行って下さい。higoro（ひごろ）での廃棄は致しません。
- * 出品条件の出品者に対する各条件は、次年度も継続されます。
- * 出品物についての事故や苦情は出品者の責任とし、迅速な対応を行うようお願いいたします。
- * 出品物の破損・紛失等については、道の駅むなかた（higoro）は一切責任を負いません。
- * 出品者が、higoro（ひごろ）の運営方針や規定・誓約書に反する行為を行った場合は、出品を停止または、取消することがあります。また、次年度の更新を認められないこともあります。
- * 出品者で、年間売上高が 花き園芸品5万円以下、工芸雑貨品3万円以下に該当した場合は次年度の更新はできません。両方出品していても各々の基準です。物産館での売上げも繁栄しません。
- * 資格審査及び罰則基準に該当する疑いがある場合、現地調査に協力するとともに、関係資料の提出をしなければなりません。
- * インボイス適格請求書発行登録がお済の方は登録番号をお知らせ下さい。
- * その他出品に関する方法等については、出品者決定後に通知します。

【小売店の仕入れ商品について】

小売店の取り扱い商品の仕入れ先は、海外は不可とします。

できるかぎり地元の工芸雑貨を要望しますが、商品ラインナップ構成の都合で、事前審査の上、市外も認めますが、福岡 > 九州 > 全国 の順に優先順位を心がけて下さい。

◆ 誓約書について ◆

誓約書は、署名・捺印のうえ、必ず提出して頂きます。